A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.990 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 1.102

［略］

［略］

G　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

H　第31条第３項第１号の算式の符号Hに同じ。

［略］

３　法附則第七条の十一第十一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α× 0.990 ＋（C× 1.028）×α＋D× 0.990 －E－F

A× 1.012、B× 1.031、｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α、｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α× 0.990、C× 1.028、（C× 1.028）×α及びD× 0.990 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.03）＋｛（b－ 2,000 ×c）× 0.08 ＋（c× 60）｝＋｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 ＋（f＋g）× 460

（a× 0.03）、（b－ 2,000 ×c）× 0.08 及び｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.986 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 1.021

［同左］

［同左］

G　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の十一第十一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.044）×α＋D× 0.986

A× 1.003、B× 1.008、｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α、｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α× 0.986、C× 1.044、（C× 1.044）×α及びD× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.03）＋｛（b－ 2,000 ×c）× 0.08 ＋（c× 60）｝＋｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 ＋（f＋g）× 460

（a× 0.03）、（b－ 2,000 ×c）× 0.08 及び｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額